

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

本県の警察官以外の地方警察職員の定員を改めるため、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 本県の警察官以外の地方警察職員の定員を増員することとします。（第1条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。